

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 藤里町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
325	1,729	183	2,238

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,552	3,439	114	75	49	3,309	
一般会計等	3,552	3,439	114	75		3,309	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道特別会計	85	85	0	0	41	654	419	
公共下水道事業特別会計	270	270	0	0	66	1,587	1,191	
農業集落排水事業特別会計	27	27	0	0	13	328	199	
合併浄化槽事業特別会計	27	27	0	0	10	68	68	
国民健康保険事業	522	521	1	1	41	0	0	
介護保険事業	524	519	5	5	85	0	0	
後期高齢者医療事業	41	41	0	0	20	0	0	
老人保健医療事業	1	0	1	1	0	0	0	
介護サービス事業	141	101	41	41	0	25	4	
公営企業会計等 計					48	2,663	1,882	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
能代山本広域市町村圏組合(一般会計)	3,713	3,635	77	77	25	1,356	32	
能代山本広域市町村圏組合(特別養護老人ホーム運営事業特別会計)	703	594	109	109	0	10	0	
能代山本広域市町村圏組合(能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計)	2	1	0	0	0	0	0	
北秋田市周辺衛生施設組合(一般会計)	251	222	29	29	0	41	2	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(一般会計)	188	175	13	13	42	23	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(外部サービス利用型特定施設事業特別会計)	43	43	0	0	0	0	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(訪問介護事業特別会計)	34	34	0	0	34	0	0	
秋田県市町村総合事務組合(一般会計)	15,532	15,294	237	237	1,047	0	0	
秋田県市町村総合事務組合(交通災害共済事業等特別会計)	167	145	22	22	0	0	0	
秋田県市町村会館管理組合	126	106	20	20	0	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	451	432	19	19	0	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	132,767	128,389	4,378	4,378	1,293	0	0	
一部事務組合等 計				4,906		1,431	34	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
藤里開発公社	82	131	21	130	0	0	627	564	
白神農園ふじさと	△ 2	△ 4	3	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			24	130	0	0	627	564	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	453	502	49
減債基金	3	23	20
その他充当可能基金	184	266	82
充当可能基金 計	640	791	151

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.90	3.37	1.47	△ 15.00	△ 20.00	水道特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	3.86	5.49	1.63	△ 20.00	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	18.0	17.6	△ 0.4	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	151.4	127.2	△ 24.2	350.0		合併浄化槽事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.15	0.14	△ 0.0						
経常収支比率	88.9	81.7	△ 7.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。